

東北地方整備局発注工事等からの 有資格業者の排除について

記者発表資料

東北地方整備局は、宮城県警察本部より東北地方整備局発注工事等からの排除要請の通報を受けたため、本日、株式会社アーキ（所在地 大阪府大阪市）に対して、指名を行わないことを通知しました（詳細は別添のとおり）。併せて、一般競争入札への競争参加資格確認申請書等の提出及びプロポーザル方式に基づく参加表明書等の提出も認めないことを通知しています。

平成21年11月12日

国土交通省
東北地方整備局

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）
○ 総務部 契約課 課長補佐 まるかわ じゅんいち 丸川 淳一 （内線 2512）
総務部 経理調達課（TEL 022-716-0012）（ダイヤルイン）
課長 のざき さとる 野崎 哲 （内線 6551）
○は本件の主務課です。

指名を行わないこととした概要

1. 指名を行わないこととした業者名及び住所

業者名	住所
株式会社アーキ	大阪府大阪市中央区本町2丁目1番6号

2. 指名を行わないこととした日（通知日）

平成21年11月12日

3. 指名を行わないこととした理由

上記の者が指定暴力団住吉会系組員等が実質的に経営支配する企業と認められるとの通報が宮城県警察本部よりなされ、このことが、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」の1（3）及び「建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について」の表-1の3（3）に該当するため。

〈参考〉地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」の1（3）（港湾空港関係を除く業務を対象とする）

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	以下の事実に該当する場合は、指名しないこと。 （3）警察当局から、地方支分部局の長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不相当であると認められること。

〈参考〉建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について」表-1の3（3）（港湾空港関係業務を対象とする）

指名基準の留意事項	
3 不誠実な行為の有無	（3）警察当局から、港湾建設局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント等業務からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと